

介護サービス情報の公表について

1 制度の趣旨

「介護サービス情報の公表」制度は、利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、法第115条の35第1項の規定に基づいて、事業者に対し、「介護サービス情報」（介護サービス内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なもの）の報告を求め、都道府県及び政令市に対し、その公表を義務付けたものです。

2 公表を行う介護サービスの種類

居宅サービス・介護予防サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護 [※] 、訪問リハビリテーション [※] 、通所介護、通所リハビリテーション [※] 、短期入所生活介護、短期入所療養介護 [※] （省令第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売 ※医療みなしについては、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しないものは、対象外。（規則第140条の43第2項）
地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス
居宅介護支援	
介護保険施設	介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型医療施設、介護医療院

3 報告の対象

区分	対象事業所	報告事項
新規指定事業所	医療みなしを除く全事業所・施設	基本情報（規則別表1）
上記以外の事業所	公表計画の基準日前（前年度）の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業所・施設	基本情報（規則別表1）及び 運営情報（規則別表2）

4 報告について

平成30年度より千葉市内の事業所（施設）は本市が窓口となっております。

新規事業所につきましては、指定通知書と同封しております事業所ID及びパスワードにより、介護サービス情報報告システムへログインの上、基本情報の入力をお願いします。

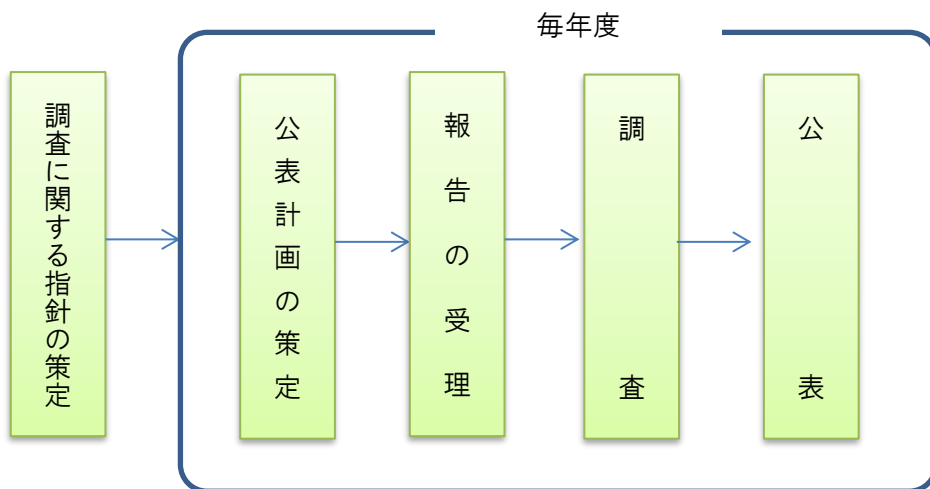
また、令和元年度の新規指定事業所以外の報告が必要となる対象事業所（施設）につきましては、令和元年10月10日付、「介護サービス情報報告システムへの情報登録について」の文書を発送しております。

まだ介護サービス情報報告システムへの入力が進んでいない事業所につきましては、入力をお願いします。

なお、介護サービス情報報告システムへの情報登録後、当課で確認の結果、修正等の必要性がある場合には、介護情報報告システムにおいて、差戻しを行っていることから依然として公表になっていない

場合もありますので、入力済みの事業所についても再度、介護情報報告システムでのご確認をお願いします。

5 公表の流れ



介護サービス情報の公表制度の概要

